マエザワ浄化槽　ＦＶＨ－１型	3－08Ｋ－Ｈ－006	3－13Ｋ－Ｈ－015
〃　－２型	〃　－１	〃　－１
〃　－３型	〃　－２	〃　－２
〃　－４型	〃　－３	〃　－３
〃　－５型	〃　－４	〃　－４
〃　－６型	〃　－５	〃　－５
〃　－７型	〃　－６	〃　－６
〃　－８型	〃　－７	〃　－７
マエザワ浄化槽　ＦＶＨ－９型	3－08Ｋ－Ｈ－007	3－13Ｋ－Ｈ－016
〃　－10型	〃　－１	〃　－１
〃　－11型	〃　－２	〃　－２
〃　－12型	〃　－３	〃　－３
〃　－13型	〃　－４	〃　－４
〃　－14型	〃　－５	〃　－５
〃　－15型	〃　－６	〃　－６

○北陸地方整備局告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　八号　新潟県糸魚川市能生地先から同市寺町地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　糸魚川市長　米田　徹

住　所　新潟県糸魚川市一の宮一―二―五

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道八号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道八号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十五年十月二十一日から本協定の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第二百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月二十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	濱本　誠二、伊伏堅太郎、寺川　六男、北尾　一也
変更後	〃

(2)　変更年月日

平成二十五年十月一日

○中国地方整備局告示第百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月二十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号

中国地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人島根県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	柳原　恒徳
変更後	吉田　恭之

(2)　変更年月日

平成二十五年十月一日

○中国地方整備局告示第百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

別表一の項、指定した日欄中「平成二十年十月一日」を「平成二十五年十月一日」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄を次のように改める。

イ　本店	広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
ロ　本店　東広島出張所	広島県東広島市西条土与丸六丁目一番九十二号
ハ　山陰支店	島根県松江市袖師町二番三十八号
ニ　山陰支店　出雲出張所	島根県出雲市渡橋町千百二十七番地一
ホ　岡山支店	岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
ヘ　福山支店	広島県福山市西深津町一丁目十番一号
ト　山口支店	山口県山口市小郡下郷三千百五十一番地一
チ　米子支店	鳥取県米子市加茂町二丁目二百四番地
リ　周南支店	山口県周南市岐山通二丁目十六番地
ヌ　広島北支店	広島県広島市安佐南区西原六丁目九―四十―七

○九州地方整備局告示第百八十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月二十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	久保　秀信
変更後	〃

(2)　変更年月日

平成二十五年十月八日